

れいわ ねんど 令和8年度 就学援助制度のおしらせ

やまとし 大和市では、経済的な理由により、就学にかかる経費の支出が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、必要な援助を行うため、小・中学校学用品等就学援助事業を実施しております。

この援助を希望する方は申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付して在学する学校または大和市教育委員会学校教育課へ提出してください。

なお、就学援助申請の有効期限は、年度内であるため、**毎年の申請が必要です。**

【援助を受けることができる方】

やまとしりつ 大和市立の小学校及び中学校、神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で、次の①~②のいずれかの要件を世帯が満たしている方です。

なお、生活保護をうけている世帯は、申請の必要はありません。

① 生計を一にする世帯全員の令和7年中の総所得金額の合計額が次の表の限度額を下回る場合（自安）

せたい 世帯の人数	2	3	4	5	6
せたいぜんいん 世帯全員の総所得金額の合計額	265万円	324万円	352万円	398万円	458万円

※令和7年分給与所得の源泉徴収票に記載された「給与所得控除後の金額」欄または令和7年分確定申告書の「所得金額の合計額」欄を参考にしてください。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

② ①以外で、a~hに該当する方

- a. 生活保護が停止または廃止された方
- b. 市県民税が非課税または減免となる方
- c. 資産税の減免（災害による減免に限ります）を受けた方
- d. 国民年金保険料が免除となる方
- e. 国民健康保険税が減免・徴収猶予となる方
- f. 児童扶養手当を受給（児童手当、特別児童扶養手当とは異なります）している方
- g. 生活福祉資金の貸し付けを受けている方（返済期間内のものに限る）
- h. 職業安定所登録の日雇い労働者（雇用保険（受給者証）とは異なります）である方

【援助の内容】

認定されると次のうち該当する援助費目（金額は令和7年度実績）。

えんじょひもく 援助費目	しきゅうきんがくなど 支給金額等（自安）
きゅうしょくひ 給食費	じっぴ きゅうしょくひ ほごしゃ がっこう しはら きんがく しきゅう 実費（給食費として、保護者が学校に支払った金額を支給）
がくようひんひどう 学用品費等	きじゅんがく しょうがっこう えん げつがく ちゅうがっこう えん げつがく 基準額：小学校 900円／月額 中学校 1,800円／月額
しんにゅうばくがくようひんひ 新入学学用品費	きじゅんがく しょうがっこう えん ちゅうがっこう えん 基準額：小学校 57,060円 中学校 63,000円
※4月から支給となった場合のみ支給	ぜんねん にゅうがくじゅんびきん しきゅう ばあい たいしう ※前年に入学準備金を支給している場合は、対象となりません。
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金（新入学学用品費を入学前に支給）	きじゅんがく えん しょうがっこう ねんせい ほこしゃ たいしう 基準額：63,000円（小学校6年生の保護者が対象）
しゅうがくりょこうひ 修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費	さんかじっせき じっぴ いちぶ じっしじてん にんてい 参加実績をもとに実費または一部（実施時点で認定されていること）
つうがくひ 通学費、体育実技用具費	じっぴ いちぶ 実費または一部
がくこうびよう いりょうひ 学校病での医療費	いりょうけん こうふ 医療券の交付
こうにゅうひ めがね購入費	しりょくせいみつけんさいらいしょ こうふご 視力精密検査依頼書の交付後に ちゅうさんしょ こうふ しきゅうがく じょうげん めがね注文書の交付（支給額に上限があります）

【支給方法など】

- ・支給は、年3回(8月、12月、3月の予定)の口座振込となります(特別な場合を除く)。
- ・めがね購入費(検眼料含む)は、事前に教育委員会で交付申請の手続きが必要であり、手続きがされていないと支給できません(眼科医及びめがね店は指定されています)。
- ・学校病での医療費の助成には、受診前に別に申請が必要です(担当:保健給食課046-260-5206)。
- <学校病>う歯(虫歯)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・膿瘍疹(とびひ)・白癬・疥癬
- ※ 給食費等に未納があり学校長からの申し出があった場合は、援助費を学校に支給する場合があります。
- ※ 入学準備金は、令和9年4月に大和市立中学校または神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に入学予定の児童が対象となります(他市の中学校や私立中学校等に入学した場合は返金していただきます)。

【申請するときの注意点】

申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月以降に、この制度での援助が必要と思われる方は提出してください。 (継続して受給を希望する場合も、毎年申請が必要です) ・振込依頼者名義の口座に限ります。また同一世帯同一口座としてください。 ・振込依頼口座の預金通帳等の写しを添付してください。 ・学校名や学年などは、令和8年4月以降のものを記入してください。 ・1枚につき3名まで記入できます(兄弟姉妹で小学校、中学校に分ける必要はありません)が、それを超える場合には新しい用紙に記入してください。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費受給申請書(世帯票)裏面、【添付書類一覧】を確認してください。
提出	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍する学校または市教育委員会学校教育課に提出してください。 ※市教育委員会学校教育課には、郵送または、直接提出してください。 ・4月30日(木)までに受けた申請(消印有効)は、4月分からの支給対象となります。 ・5月1日(金)以降に受けた申請は、翌月分からの支給対象となります。 ・最終〆切りは令和9年2月26日(金)です。
認定の結果	<p>申請書を提出した結果は6月下旬以降随時郵送で通知します。</p>

※普通郵便で郵送された場合は、郵送事故等の責任を負うことはできませんので、到達確認が必要な方は申請書のコピーと返信用封筒(宛先、切手を貼ったもの)を同封してください。収受印を押印のうえ返送します。

【受付期間】

令和8年3月13日(金)～令和9年2月26日(金)

【委員会受付欄(受付控)】

保護者氏名	対象児童・生徒数	受付印

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
大和市教育委員会 学校教育課 行

切り取ってふどうの宛名にご利用ください。
※封筒には切手を貼ってください。